

鳥取市告示第 5 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	171 m ²	鳥取市福井字赤畑 1840 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
中谷晴男	鳥取市福井 382 番地	2 分の 1
宮嶋兼治	鳥取市福井 384 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	208 m ²	鳥取市福井字臂矢 1846 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
石上保	鳥取市福井 150 番地	2 分の 1
中谷徳成	鳥取市福井 147 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	495 m ²	鳥取市福井字鉦石 1858 番 1

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
小谷重雄	鳥取市福井 276 番地	4 分の 1
福本義人	鳥取市福井 365 番地	4 分の 1
福安誠夫	鳥取市福井 228 番地	4 分の 1
井上季人	鳥取市福井 151 番地	4 分の 1

鳥取市告示第 5 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	618 m ²	鳥取市福井字鉋石 1858 番 3

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
池原増蔵	鳥取市福井 350 番地	3 分の 1
井上季人	鳥取市福井 151 番地	3 分の 1
井上真夫	鳥取市福井 364 番地	3 分の 1

鳥取市告示第 5 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	466 m ²	鳥取市福井字寺谷ノ一 1908 番 1

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
中谷純一	鳥取市福井 157 番地	5 分の 1
天字一浩	鳥取市叶 297 番地 34	5 分の 1
石上安太郎	鳥取市福井 221 番地	5 分の 1
井上季人	鳥取市福井 151 番地	5 分の 1
佐々木薫	鳥取市福井 380 番地	5 分の 1

鳥取市告示第 5 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	396 m ²	鳥取市福井字寺谷ノ一 1908 番 3

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
石上次朗	八頭郡八頭町西御門 151 番地	4 分の 1
小谷知一	鳥取市福井 224 番地	4 分の 1
中谷純一	鳥取市福井 157 番地	4 分の 1
福井義夫	鳥取市福井 363 番地	4 分の 1

鳥取市告示第 5 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	1500 m ²	鳥取市福井字寺谷ノ二 1912 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
小澤篤志	大阪府寝屋川市黒原旭町 25 番 3 号	2 分の 1
清水俊彦	鳥取市福井 213 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	148 m ²	鳥取市福井字北谷 1916 番 5

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
池澤知一	鳥取市福井 209 番地	2 分の 1
石上安太郎	鳥取市福井 221 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 5 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	1560 m ²	鳥取市福井字大石 1942 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
佐々木義顕	鳥取市福井 144 番地	3 分の 1
池澤義晴	鳥取市福井 246 番地	3 分の 1
山本納	鳥取市福井 345 番地	3 分の 1

鳥取市告示第 5 5 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	892 m ²	鳥取市福井字美竜寺 1965 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
佐々木義顕	鳥取市福井 144 番地	2 分の 1
中川正	鳥取市福井 155 番地	2 分の 1

鳥取市告示第560号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和6年9月19日

鳥取市長 深澤 義彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井892番地2、892番地4、379番地、374番地、364番地、392番地1、382番地、362番地、384番地、358番地、385番地、386番地、387番地、388番地、355番地、354番地、276番地、353番地1、335番地、257番地、258番地3、351番地、339番地、384番地、277番地、288番地2、279番地、342番地、348番地、350番地、255番地、254番地、251番地1、209番地、212番地、213番地、221番地、222番地、223番地3、223番地1、223番地6、244番地7、224番地、228番地、151番地、150番地、157番地、148番地、147番地、144番地、230番地2、119番地、103番地1及び106番地2の区域
主たる事務所	鳥取市福井252番地1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	777 m ²	鳥取市福井字小浜3番1

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

別紙

氏名又は名称	住 所	共有持分
福安誠夫	鳥取市福井 228 番地	2 分の 1
田中幸一	鳥取市三津 266 番地	2 分の 1

鳥取市告示第 5 6 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	福井自治会
区 域	鳥取市福井 8 9 2 番地 2、8 9 2 番地 4、3 7 9 番地、3 7 4 番地、3 6 4 番地、3 9 2 番地 1、3 8 2 番地、3 6 2 番地、3 8 4 番地、3 5 8 番地、3 8 5 番地、3 8 6 番地、3 8 7 番地、3 8 8 番地、3 5 5 番地、3 5 4 番地、2 7 6 番地、3 5 3 番地 1、3 3 5 番地、2 5 7 番地、2 5 8 番地 3、3 5 1 番地、3 3 9 番地、3 8 4 番地、2 7 7 番地、2 8 8 番地 2、2 7 9 番地、3 4 2 番地、3 4 8 番地、3 5 0 番地、2 5 5 番地、2 5 4 番地、2 5 1 番地 1、2 0 9 番地、2 1 2 番地、2 1 3 番地、2 2 1 番地、2 2 2 番地、2 2 3 番地 3、2 2 3 番地 1、2 2 3 番地 6、2 4 4 番地 7、2 2 4 番地、2 2 8 番地、1 5 1 番地、1 5 0 番地、1 5 7 番地、1 4 8 番地、1 4 7 番地、1 4 4 番地、2 3 0 番地 2、1 1 9 番地、1 0 3 番地 1 及び 1 0 6 番地 2 の区域
主たる事務所	鳥取市福井 2 5 2 番地 1

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	1295 m ²	鳥取市福井字桐谷 1893 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和6年9月19日から令和6年12月19日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
小澤篤志	大阪府寝屋川市黒原旭町 25 番 3 号	5 分の 1
清水俊彦	鳥取市福井 213 番地	5 分の 1
天字一浩	鳥取市叶 297 番地 34	5 分の 1
中谷幸雄	鳥取市福井 277 番地	5 分の 1
龍福寺	鳥取市福井 212 番地	5 分の 1